

時 期	その他
区 分	啓発・学習
分 野	企業防災
検 証 項 目	企業危機管理の一環としての企業防災の推進

根拠法令・事務区分	災害対策基本法
執 行 主 体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）
財 源	一般財源
概 要	<p>阪神・淡路大震災は早朝の発災であったが、昼間に発生した場合を想定すると、都市部に集積する事業所への通勤者も被災することになり、被害はさらに甚大なものになったと考えられる。地域の防災力の向上と従業員の安全確保を図るために、企業における防災・危機管理活動は重要な課題である。</p> <p>阪神・淡路大震災の被災地域においては、企業の危機管理体制を強化するために、危機管理専門の実務者を養成する「リスクマネジメント研究会」（平成11年8月）や、地域防災団体、中小企業など向けに情報提供、アドバイザー養成事業などを行うNPO「リスクマネジメント推進支援機構」（平成14年1月）が設立された。また、神戸旧居留地地区においては、旧居留地連絡協議会が独自に「神戸旧居留地・地域防災計画」を策定（平成13年1月）するなど、企業独自の防災活動が行われている。</p> <p>国においては、平成7年7月に防災基本計画を改訂し、企業の防災活動として 従業員、顧客の安全確保、事業活動の維持と社会経済の安定、地域防災活動の貢献、の3つの重要な役割を位置づけた。また、平成14年12月には、「民間」の知恵と力、「市場」のスピード、活力を活かして地域社会の災害対応力を高めるという観点から、企業と防災のあり方について検討するため、防災担当大臣主催による「企業と防災に関する検討会議」を設置、平成15年4月21日に「企業と防災～今後の課題と方向性～」を取りまとめるなど、企業防災を推進している。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>防災基本計画の改訂（平成7年7月）[『防災白書（平成13年版）』内閣府,p143]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年7月に改訂された防災基本計画においては、企業の防災活動として 従業員、顧客の安全確保、事業活動の維持と社会経済の安定、地域防災活動の貢献、の3つの重要な役割を位置づけた。 <p>「企業と防災に関する検討会議」の設置（平成14年12月）[内閣府（防災担当）「企業と防災に関する検討会議」ホームページ（http://www.bousai.go.jp/kigyo-bousai/kaisai.html）]</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業における防災・危機管理活動は、特に都市部における地域防災力向上の上で重要な課題であるという認識のもと、「民間」の知恵と力、「市場」のスピード、活力を活かして地域社会の災害対応力を高めるという観点から、企業と防災のあり方について検討するため、防災担当大臣主催による「企業と防災に関する検討会議」を設置（平成14年12月）した。

	<p>・検討会議では、3回にわたり議論を重ね、平成15年4月21日に「企業と防災～今後の課題と方向性～」を取りまとめた。その概要は、以下のとおりである。</p> <p>地域防災と企業</p> <p>1) 災害時における地域社会への貢献 企業の地域貢献活動を促進するための一層の環境整備を行うことが必要。</p> <p>2) 行政との連携による災害時対応 災害時の生活必需品調達、応急対策工事等について、費用負担等を明確にした上で企業と行政機関が協定を締結する等、企業と行政との連携を促進。</p> <p>企業連携による防災まちづくり</p> <p>1) 近隣企業の相互協力による地域防災力の向上 近隣企業で「隣組」を構築する等、個別企業の枠を超えた防災への取り組みを支援。</p> <p>2) 企業が積極的に参画する防災まちづくりの推進 企業や事業所が平常時から住民や行政と連携してまちづくりに参画することで地域防災力を高めることが期待。</p> <p>モデル事業の提案 身の回りの安全総点検、対策パッケージ（モデル地区ごと） オフィス街、住工住商混在地域 （例）帰宅困難者対策、情報ネットワーク等</p> <p>市場の力を活かした防災力の向上</p> <p>1) 防災マーク、デザインの普及 日常目にする財、サービスについて、多様な機能の中に防災面での機能が認められる場合に、それを評価する仕組みを作ることで消費者が日常の購買活動に「防災」を意識し、企業も防災性能を意識することが期待。</p> <p>2) 防災会計導入の提案 企業の防災投資等の取り組みと効果を明らかにすることで、適切な防災対策を行う企業が社会的に評価される仕組みを構築。</p> <p>企業のリスクマネジメント</p> <p>1) 業務継続計画（BCP）策定のための環境整備 全社あるいは関連企業を含む企業活動全般を対象とし、災害に際し、企業活動上不可欠な機能を速やかに維持・回復させることを目指す計画を策定。</p> <p>2) 防災リスクマネジメントに関する日本発国際規格の提案 防災対策の方針、計画、実施及び運用、点検及び是正処置、経営幹部による見直しを定期的の実施し、継続的な改善を行っていく仕組みの国際的な規格構築を目指す。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路震災復興計画後期5カ年推進プログラム</p> <p>・平成12年11月、前期5か年の取り組みの検証を踏まえて、後期5か年に向けて、復興計画の効果的な実施を図るために、後期5か年推進プログラムを策定した。</p> <p>・この中で、「平時の活用が災害時に生かせる危機管理体制づくり」と題して、「災害時の初動体制の確立と情報提供体制の強化、防災訓練などによる行政における災害対応力の向上を図るとともに、関係機関や住民、企業等との連携を強化し、平時から人的ネットワークや物的資源の活用を行うことにより、災害時に機能する危機管理体制づくりを進める」としている。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p>

	<p>行政と企業等との連携体制の構築[「阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)」(財)阪神・淡路大震災記念協会,p573-574]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市は、災害、事故、事件の幅広い事態を想定した危機管理能力の向上を図るため、産学官による危機管理研究会「神戸安全ネット会議」を平成13年4月に発足。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>企業と防災福祉コミュニティが応援協定[「阪神・淡路大震災復興誌(第2巻)」兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p548]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫区の「明親小学校区」では、平成8年9月、川崎重工、日清製粉、カネテツデリカフーズ、富士通テン、バンドー化学、松村石油の6社と萩原みさき病院と防災福祉コミュニティが災害時の応援協定を結んだ。その内容は、防災機材、人員の提供、施設の避難所開放、物資配分などで企業側は倒壊家屋からの救出活動にフォークリフト、発電機、自衛消防隊の出動、病院は医療チームの派遣など。 「新砂三丁目地区事業所間災害時相互応援協定」の締結[消防防災博物館HP(防災まちづくり事例データベース(http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index2.cgi))]] ・東京都江東区においては、新砂三丁目地域内の18事業所は、平成10年2月26日、「新砂三丁目地区事業所間災害時相互応援協定」を締結し、災害発生時の消火、救出、救護活動等について相互に協力して被害を最小限に防止することとした。 「リスクマネジメント研究会」の発足[「阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)」(財)阪神・淡路大震災記念協会,p585] ・平成11年8月、兵庫県経営者協会は、阪神・淡路大震災を契機に認識が高まった企業の危機管理体制を強化するために、危機管理専門の実務者を養成する「リスクマネジメント研究会」を発足させた。 ・研究会は、各企業で危機管理を担当する幹部社員ら約20人で構成。また、京都大学防災研究所林春男氏と兵庫県防災監を顧問に招き、幅広く研究を進めている。 「神戸旧居留地・地域防災計画」の策定(平成13年)[「阪神・淡路大震災復興誌(第6巻)」(財)阪神・淡路大震災記念協会,p611] ・神戸旧居留地地区の旧居留地連絡協議会は、独自に「神戸旧居留地・地域防災計画」を策定、平成13年1月17日に同連絡協議会メンバーを始め、関係機関に配付した。 ・特に、「神戸旧居留地・地域防災計画」で注目される点は、「非常時の来訪者」の視点である。平日の旧居留地内の昼間人口は、就業者約2万5,000人、来訪者約1万人の合計に達するとして、「就業者については各社での対応を原則とするが、来訪者の人命保護や帰宅支援に対しては、地域あげての取り組みが求められる」とし、119番対応が不可能な状態でけが人が多数発生した場合、「救護コーナー」を設置するなどの対応策を示した。 「リスクマネジメント推進支援機構」の設立(平成14年)[「阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)」(財)阪神・淡路大震災記念協会,p574] ・神戸市など阪神・淡路大震災の被災地の災害関係が平成14年1月17日、大規模災害や事故といった危機管理のノウハウを中小企業や地域に伝授するNPO「リスクマネジメント推進支援機構」を設立した。地域防災団体、中小企業など向けに情報提供、アドバイザー養成事業などを手がけていく。危機管理のあり方を産学官で研究している市の「神戸安全会議」との連携も図る。同機構は、地元の保険代理業経営者、中小企業診断士ら11人で構成。神戸大学室崎益輝氏(当時) 京都大学防災研究所の林春男氏らも参画している。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>今までの企業防災の考え方は、災害を防止し被害を少なくするための予防対策と、発生直後に対応するための応急対応が中心に行われてきた。しかしながら、これからは事業を復旧、再開するための計画も防災計画マニュアルとして準備することが重要である。(『平成13年 防災白書』内閣府)</p> <p>企業には営利活動組織としての位置付けだけでなく、地域社会に貢献するという企業使命に基づき、災害</p>	

時に企業の持つ資源(人・物・金・情報)を提供したり、支援したりする体制を整える必要があり、コミュニティの一員としての役割を果たすことが期待される。地域防災活動は一行政・一企業・一個人の取組みだけでなく、企業が行政との相互協力により、積極的にコミュニティを支援することにより災害に強いコミュニティが出来上がる。この為にも企業は災害に見舞われても社員の安全を確保し、事業を継続し、組織として存続し続ける対策をとる必要がある。(『平成13年 防災白書』内閣府)

企業におけるリスクマネジメントの認識は相当程度進んでおり、その中でも自然災害、特に地震については大きな課題として扱われ、問題意識が高い一方で、対策が遅れている。(『平成14年 防災白書』内閣府)

自然災害に関する対策が進まない原因としては、正確な情報の不足と、社内の理解の不足を挙げる企業が多い。前者については、ハザードマップ等防災に関する正確なデータを提供することにより、企業が合理的な対策をとれるような環境を整備する必要がある。後者については、経営陣・社員に対する防災教育を進める必要がある、行政としても、各種防災関係機関からの講師派遣等により防災教育を進めやすくする環境整備に努める必要がある。(『平成14年 防災白書』内閣府)

平成13年1月、内閣府は委託調査により、企業防災に対する社員の意識の現状と防災計画、マニュアルの現状を把握するために上場(一部・二部・店頭公開)企業全業種3,482社に対して、アンケートを実施した。しかしながら、回収率は6.3%にとどまり、企業の防災意識の低さを露呈する結果となった。アンケート結果の概要は以下のとおりである。

- ・企業防災計画、マニュアルの存在については、一般社員にも浸透しているが(74%)、内容については、一般社員(41%)、経営者(60%)の理解及び浸透度が低い。また、保管場所についても同様の傾向が見られ、管理者がいない場合は防災計画、マニュアルが機能しない可能性がある。
- ・企業防災計画、マニュアルに記載されている目次の項目については、従業員、顧客の安全確保はほぼ網羅しているが、事業活動の維持と社会経済の安定については、半数程度が記載されておらず、地域防災活動の貢献に至っては4分の1程度しか記載されていない。
- ・企業防災計画、マニュアルの想定している災害規模については、阪神・淡路大震災後、各企業が見直しを行ったにもかかわらず、3分の1程度の企業が震度5程度しか想定していない。長期的なライフラインの寸断など大規模災害を想定していないことが伺える。
- ・特に、8割の企業は本社が使用可能という前提での防災計画、マニュアルになっており、自社の建物が倒壊した場合、別の場所で業務を継続するといった体制が整っていない。
- ・企業防災計画、マニュアルの想定している災害対応の時間については、発災直後(数分後)及び応急対応(72時間後)の従業員、顧客の安全確保を中心とした内容にとどまり、事業活動の維持と社会経済の安定を図るための復旧(数ヶ月)、復興対応(数年)に関する記載が少ない。特に、壊滅的に被災した場合の企業の方向性を示す復興計画が、ほとんどの企業で想定されていない。

内閣府においては、自然災害が正しくリスクの中で位置づけられ、企業における対応が進むことが望ましいといった考えから、企業のリスク及び自然災害に係る認識・対策の現状と課題を明らかにするため、東京都、神奈川県、静岡県及び愛知県に本社を有する東証一部・二部・ナスダック上場企業等1,949社を対象とした調査を行った(平成14年1月実施。アンケート票郵送・回収方式。有効回答数699社(回答率35.9%))。アンケート結果の概要を示すと以下のとおり。

- ・各リスクについて、その対応状況は現状で十分か否か尋ねたところ、テロ・誘拐、地震、水害、台風といったリスクへの対応が不十分との回答が多く、テロ・誘拐の他は、自然災害について対応が不十分とする企業が多い結果となった
- ・具体的対策ごとにその実施率をみると、組織体制・マニュアルの整備、訓練・教育の実施等ソフト面の対策が上位を占める一方、台風に対する「屋根・外壁の設備改善」36%、水害に対する「重要施設の嵩上げ・防水工事」26%、地震に対する「耐震性チェック」41%、「耐震補強工事の実施」30%と、ハード面の施策の実施率が低い傾向がある。また、「共助」に係る企業の役割として着目されている「地域コミュニティとの連携」については、いずれの災害でも実施度が低い。
- ・自然災害について、対策が進まない原因につき尋ねたところ、「被害予測がしにくい」「危険分析がしにくい」といった、適切な情報の不足を訴える回答と、「予想される被害に対する社内の意識が低い」「担当責任者の日常業務が忙しい」など、社内において企業防災に取り組むことに対する経営陣・従業員の理解の得られにくさを示唆する回答が多い。

課題の整理

企業防災の推進
企業コミュニティの育成
帰宅困難者対策

今後の考え方など

○中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」で決定された、「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」に示された具体的対策の実現を進めていく。(内閣府)
震災体験の風化を防ぐための神戸市職員震災バンクを活用し、震災経験やノウハウを次世代に引き継ぐことで、震災で得た教訓を今後の防災対策の充実に役立てていく。(神戸市)
上記課題を踏まえ、企業防災の推進に努める。(尼崎市)